

優先入居住宅の入居資格について

優先入居住宅は次のいずれかに該当する方に対して、市が状況に応じて個別に設定するものです。したがって、例えば、「子育て世帯」に設定された優先入居住宅については「子育て世帯」のみが応募できるようになります。応募予定の方は、募集住宅の優先入居要件をご確認ください。

① 高齢者世帯

60歳以上の単身者又は60歳以上で、同居予定者のすべてが次のいずれかに該当する世帯

ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）

イ) 18歳未満のもの

ウ) 60歳以上のもの

② 身体障がい者世帯

戦傷病者もしくは身体障がい者（1～4級）

③ 精神障がい者世帯

精神障がい者（障害等級1～3級）

④ 知的障がい者世帯

精神障害等級1～3級と同程度

⑤ 著しく所得の低い世帯

収入基準月額79,000円以下（改良住宅は57,000円以下）で居住できる住宅が現にないもの

⑥ 子育て世帯

ア) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者

イ) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居し、扶養しているもの

⑦ 若者夫婦世帯

入居の申し込みをした者及びその配偶者の年齢が40歳未満の夫婦で構成される世帯

⑧ DV被害者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律）第1条

2項に規定する被害者又は同法28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者

⑨ 犯罪被害者

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった者

⑩ 引揚者

海外からの引揚者で、本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない者